

令和3年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和3年6月8日 午前 9時30分 開会

2. 令和3年6月8日 午前11時24分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

2番	山本洋平	3番	石井壽富
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 2 号	繰越明許費に係る報告について（一般会計）
日程第 5	専決報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町 税条例等の一部を改正する条例）
日程第 6	発議第 2 号	吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則につ いて
日程第 7	発議第 3 号	吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例に ついて
日程第 8	発議第 4 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 3 4 号	押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例 について
日程第 1 0	議案第 3 5 号	吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例 について
日程第 1 1	議案第 3 6 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について
日程第 1 2	議案第 3 7 号	吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正 する条例について
日程第 1 3	議案第 3 8 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について
日程第 1 4	議案第 3 9 号	吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例につ いて
日程第 1 5	議案第 4 0 号	吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例につい て
日程第 1 6	議案第 4 1 号	吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する 条例について
日程第 1 7	議案第 4 2 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて

- 日程第 18 議案第 43 号 町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 44 号 令和 3 年度吉備中央町一般会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 45 号 令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- |           |  |    |
|-----------|--|----|
| 報告第 2 号   | 繰越明許費に係る報告について（一般会計）                                   | 報告 |
| 専決報告第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例等の一部を改正する条例）                 | 承認 |
| 発議第 2 号   | 吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則について                              |    |
| 発議第 3 号   | 吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例について                             |    |
| 発議第 4 号   | 吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について              |    |
| 議案第 34 号  | 押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について                            |    |
| 議案第 35 号  | 吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について                            |    |
| 議案第 36 号  | 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |    |
| 議案第 37 号  | 吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について                        |    |
| 議案第 38 号  | 吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                           |    |
| 議案第 39 号  | 吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について                              |    |
| 議案第 40 号  | 吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例について                               |    |
| 議案第 41 号  | 吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例について                          |    |
| 議案第 42 号  | 財産の取得につき議会の議決を求めることについて                                |    |
| 議案第 43 号  | 町道路線の廃止について  |    |

議案第 4 4 号 令和 3 年度吉備中央町一般会計補正予算について

議案第 4 5 号 令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

今年の梅雨は、1か月近く早く梅雨入りというようなことでございましたけども、その後大した大雨もなく、順調に今進んでおりますが、毎年梅雨の後半になりますと大雨等が降るといふうなことで、災害等の心配をされるわけでございます。日頃からそういった対策が必要でないかと思ひますし、つい先日町では大がかりな防災訓練も行われました。日頃からのそういった訓練等によって、少しでも災害の少ない、そういった状況を保っていかなければと思ひます。

また、コロナに対するワクチンの接種も順調に進んで、昨日からは65歳以上の方の2回目の接種も始まっておるようでございます。まだの方におかれましては、できるだけ早く多くの方が接種をされますように、そしてまたコロナから、こういった心配から一日も早く脱却できるようにしたいと考えております。よろしくお願ひをいたします。

また、一昨日、子供さんの行方不明というようなことで、大和地区を中心に捜索が行われたわけでございますけれども、消防団をはじめ、多くの関係者の皆さん方の捜索によって、無事に救出することができました。本当にありがとうございます。こういった日頃から目配り、気配りというふうなことも本当に重要ではないかというふうにも感じたところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影許可をしておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、山本洋平君、3番、石井壽富君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月8日から6月22日までの15日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの15日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年の第1回の吉備中央町議会定例会から今日に至るまでに、いろいろな行事等ございましたけれども、コロナの関係でほとんどのものが中止あるいは延期というふうなことで、今日まで来ております。その中で、幾つか御紹介をしますけれども、3月24日下竹荘保育園、3月25日吉川保育園において閉園式が行われました。地域にとっても、また町にとっても、非常に寂しい思いがするわけでございます。

4月9日、国際オープンイノベーションセンターのオープン記念の会がございました。多くの方々がお集まりをいただいて、オープン記念のお祝いをしたところでございます。これからニューサイエンス館がその会場となりまして、いろいろな取組が執り行われていくものと確信をいたしております。

4月25日、消防団の新入団員任命式が豊野小学校でありました。15名の新人の消防団員が入団をしたところでございます。

それ以外につきましては、また御覧おきをいただきたいと思います。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第2号、繰越明許費に係る報告について（一般会計）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第2号の説明に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第2回の吉備中央町定例議会を招集させていただいたところ、議員の皆様のお出席をいただきまして、予定どおり開催できましたことを大変うれしく思っております。

町内でも大方のところでは田植も終わり、少し一息をつかれた方も多いのではなかろうかと思っております。

そうした中で、先日はお子様の行方不明等事案がございました。大変心配をしておりました。そうした中で、多くの消防団員の御尽力によりまして、早期に元気な姿で発見できたことは本当にうれしく、ありがたく思ったところでございます。

ぜひ、今後とも消防団等々にいろいろとお世話になることが多々あるかと思っております。本当にその節には、大きな力を発揮していただきたいと強く願っております。

そうした中で、引き続き心配なことは、世界中に感染が拡大しました新型コロナウイルスでございます。これにつきましては、岡山県におきましては5月12日に感染状況に関する判断を、切迫度が最も高い爆発的感染を意味しますステージ4に引き上げ、5月16日から緊急事態宣言の対象地域になりました。

県内の医療体制は極めて厳しい状況に追い込まれ、感染力の強い変異株の広がりなどで重症者が急増し、病床を増やそうにもケアに当たる医療従事者の数が足りない状況、このまま続けば医療が必要な人が入院できないことになる状況となっております。

一方、一般診療には既に深刻な影響が出ております。コロナ対応に人手を割かれ、急を要さない手術や他の疾患の患者の入院を延期せざるを得ない医療機関もあるようでございます。また、救急搬送では、受入先の病院が決まらず、救急車で長時間待たなければならないというようなケースも見受けられるようです。

ここに来て、県内の感染者数は減少しております。しかしながら、全国的にははまだ1,200名を超える新規感染者を見ております。

そうした中では、コロナ対策の切り札とも言えるワクチン接種が急がれることは間違いないと思います。ワクチン接種が県内一斉に、岡山県では5月17日から始まりました。当町におきましても、事前のアンケートによる希望者数を大きく超える方がコールセンターへの予約をされ、大変御迷惑をかけたことはまずもっておわびを申し上げる次第でございます。電話がつながらない、いらいらされる、その気持ちは本当にこう正直に分かると

ころでございます。

次に、65歳未満の方の接種の準備があります。それには、そのようないろんな問題点も検討しながら進めていきたいと考えております。

ワクチン接種につきましては、おおむね順調に1回目接種を完了しました。現在2回目の接種が始まっております。今後、接種の意思確認ができていない高齢者につきましては、なるべくその把握に努めるとともに、65歳未満の方々の接種について今後速やかに接種ができるよう、その体制をしっかりと整えていきたいと思っております。

町民におかれましては、大変御不自由をおかけしますが、引き続き手洗い、マスクの着用と3密を避ける、不要不急の外出は極力控えていただきたいと思っております。

梅雨のこの時期、そうでなくても体調を崩しやすい時期でございます。マスクの着用も、体内に熱が籠もりやすく、口の中が湿っているため喉の渇きに気づきにくくなっております。特に、高齢者はもともと喉の渇きを自覚をしにくく、知らないうちに脱水が進む可能性があると言われております。小まめな水分補給や冷房機の適切な使用など、暑さ対策を行い、十分な睡眠と、人混みを避けた適度な運動に心がけ、熱中症にもかからないようにしていただきたいと思っております。

ところで、上程をいたしております報告第2号につきましては、3月定例会補正予算におきまして繰越明許費が承認されました情報処理事業、また協働のまちづくり寄附金事業など12件の報告でございます。その中には、新型コロナウイルス感染症対策追加給付金1億1,500万円の計上もございます。これは、前回全町民の方にベリーぐっどカードに1人1万円チャージしたものをお渡ししました。このことは、町内である程度経済へ回すというほかに、このコロナ禍で大変お困りの方が多いと私は思います。なかなか若い人であっても仕事の機会が少なくなるとか、どうしても経済的損失が多いこの時期でございます。そのようなために、今回も5月1日を基準としまして、おおむね7月あたりに1人1万円ベリーぐっどカードにチャージしていきたいと思っております。ぜひそのようなことで、町内に新たな明るい希望も持ち、また生活もしていただきたいと思っております。

詳細につきましては、担当よりこの後御説明をいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

今回15日間の会期を決めていただき、補正予算や条例改正など多くの議案をお願いをしております。十分に御審議をいただき、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い

します。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、報告第2号、繰越明許費に係る報告について（一般会計）を御説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度吉備中央町一般会計予算の繰越明許費に係る繰越額を次のとおり報告する。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第2号、繰越明許費に係る報告について（一般会計）は報告のとおり決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、専決報告第3号について説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1、吉備中央町税条例等の一部を改正する条例。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例等の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、発議第2号、吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則についてから日程第8、発議第4号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括上程し、議題とします。

提出者から趣旨説明を順次求めます。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

それでは、発議第2号、吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

発議第2号、吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和3年6月8日提出。吉備中央町議会議長、難波武志殿。議案提出者、吉備中央町町議会議員、山崎誠、同、丸山節夫、同、石井壽富、同、日名義人、同、西山宗弘でございます。

次のページをお開きください。

吉備中央町議会会議規則の一部を改正する規則。吉備中央町議会会議規則（平成16年吉備中央町議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正の主な点を申し上げ、後で詳しく説明いたします。

改正の主な点は4点でございます。

1つは欠席の届出について、その具体的な文言を明示をいたします。

2つ目は、出席のため出席できない場合の期間について、これも法にのっとり明示をいたします。

3つ目は、請願書の提出要件について、署名でも可能とするということ。

それから、4点目は自治法第100条第12項に規定する法定協議会として、議会全員協議会を新設するものでございます。

そのほか条文新設に伴う章ずれ、条ずれなども改めるものでございます。

具体的な条文の内容については、参考資料、条例改正新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開きください。

右が現行、左が改正後でございます。

まず、目次について、第17章に新たに全員協議会を新設します。その関係で、第

17章議員の派遣、第18章補足をそれぞれの章の章ずれを改めます。

第1条欠席の届出、現行は事故のためという抽象的表現でありますけれども、その事故を具体的に例示をいたします。「議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由」というふうに改めます。

続いて、第2条第2項「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて」というふうになっておりましたが、これを労働基準法に準じて、母性保護の観点から、「出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」議長に届け出るというふうに改めます。

一番下の第9章請願でございます。

請願について、従来は請願者の記名押印となっておりますが、その記名押印を、記名押印及び署名も可とする内容に改めます。

次に、123条の3項は、「第122条」という現行になっておりますが、これを「前条」に改めます。これは、通例の条例、法令で「前条」というふうな慣習がございますので、そのように改めます。

それから、第17章全員協議会、これを標準町村議会会議規則の一部改正及びその根拠となります自治法第100条第12項の規定で新たにこのように新設します。全員協議会第128条「法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける」。第2項「全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する」。第3項「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める」。以下章ずれ条ずれを改正いたします。

最後に、この規則は公布の日から施行する。

以上でございます。

続いて、発議第3号、吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

発議第3号、吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和3年6月8日提出。吉備中央町議会議長、難波武志殿。議案提出者、吉備中央町議会議員、山崎誠、同、丸山節夫、同、石井壽富、同、日名義人、同、西山宗弘の5名でございます。

次のページをお開きください。

吉備中央町議会委員会条例の一部を改正する条例。吉備中央町議会委員会条例の一部を

次のように改正する。

この主な改正点は、議事録の署名を記名押印から署名のみとするものでございます。詳しくは、新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表の24ページをお開きください。

目次の項は、現行の条について条ずれを改めます。

参考人第28条の第3項も同じように「27条」と、具体的な条文名を記しておりますけども、これを「前条」に改めます。

第29条記録、第5章第29条の記録でございますが、これが先ほど御説明申し上げたように、「これに署名又は記名押印しなければならない」という「記名押印」を削除し、「署名しなければならない」、本会議の議事録の承認と同じように、それに併せ署名のみといたします。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

続いて、発議第4号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

発議第4号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和3年6月8日提出。吉備中央町議会議長、難波武志殿。議案提出者、吉備中央町議会議員、山崎誠、同、丸山節夫、同、石井壽富、同、日名義人、同、西山宗弘の5人でございます。

次のページをお開きください。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の主な内容は、先ほどの発議の中で申し上げました議会運営委員会の法定協議会に伴うもの、そして全員協議会に伴うもの及び現行の支給を明文化するものでございます。あわせて、費用弁償の範囲を明確にいたしました。具体的には、新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の26ページをお開きください。

第2条「議員報酬は、議長、副議長、常任委員長」と従来はなっておりましたが、この常任委員長の「常任」を取って、「委員長及び議員」、「常任」を削除いたします。

第2項も同様でございます。

第3項も同様でございます。

第3条費用弁償、「議員が委員会に出席し、又はその他」の部分削除し、「議員が公務のため旅行したときは」と改めます。

第3項の、ちょっと分かりにくいですが、現行の下段のほうに「平成16年吉備中央町条例第64号。以下「職員の旅費条例」というふうなただし書をつけておりますけども、以下にこれに該当するような関連情報もありませんので、この「以下「職員の旅費条例」という具体的な条例名を削除いたします。

続いて、第4項を新設いたします。「前項に規定するもののほか、議員が招集に応じて、常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会、特別委員会又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。ただし、本会議」以下下線部分を御参照ください。

最後に、附則として別表第1、従来議長、副議長、常任委員長、議員の項だけでありましたが、新たに常任委員長を「議会常任委員長」といたします。その下に、議会運営委員長、議会広報委員長を加えます。これは従来そのようになっておりましたが、条例として明示されていなかったもので、ここに併せて明示するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで趣旨説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第34号、押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第34号につきまして御説明を申し上げます。

押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について。押印の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町

長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第35号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、議案第35号について説明いたします。

吉備中央町証明手数料条例の一部を改正する条例について。吉備中央町証明手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの再交付手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となり、市町村は委任を受けて徴収することとなったため、マイナンバーカードの再交付手数料に関する規定を削除するものでございます。

[参考資料朗読説明]

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第36号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

それでは、議案第36号について御説明いたします。

吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、上位法令の改正による一部改正となっております。

〔参考資料朗読説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第37号、吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第37号について御説明いたします。

吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について。吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の一部改正につきましては、平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金控除が引き下げられることとなり、令和2年度分以降の所得税から適用されることとなりました。心身障害者医療費公費負担制度においては、受給資格などの判定に前年の所得額を必要とすることから、受給者に不利益が生じないよう所要の改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第38号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、議案第38号について説明をいたします。

吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、令和3年1月1日に施行された個人所得課税の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第39号、吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第39号について御説明いたします。

吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例について。吉備中央町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の一部改正につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする

吉備中央町第8期後期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において介護保険料の基準額を月額7,200円から6,800円に変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから11時まで休憩します。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第40号、吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、議案第40号について説明いたします。

吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例について。吉備中央町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、町の火葬場の管理運営を定めた条例のうち、葬祭用品の使用料の規定を削除するものでございます。貸出しの葬祭用品につきましては老朽化が著しく、また使用者も減少していることなどから、葬祭用品の貸出しを取りやめる条例改正でございます。

[参考資料朗読説明]

よろしくよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第41号、吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第41号、吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第41号、吉備中央町農林業体験研修棟条例の一部を改正する条例について。吉備中央町農林業体験研修棟の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

条文の説明の前に、改正の概要を申し上げます。今回の改正は、農林業体験研修棟の空調設備の新設に伴いまして、冷暖房使用時の施設使用料金を1時間当たり2割増しにさせていただくものです。また、農林業体験研修棟の位置が旧ストックファーム管理事務所の番地だったものを現在地に改めるものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第42号、財産の取得につき議会の議決を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案の説明に入ります前に、今回の財産の購入が必要になった経緯を御説明いたします。

この携帯型IP無線機の購入が必要になりました経緯といたしましては、平成20年

8月に総務省告示によりまして周波数割当て計画が改正され、現在使用しておりますアナログ式の防災行政無線の使用終了期限が令和4年11月30日までと定められたため、現行のままでの使用ができなくなることによりましてデジタル式携帯無線IP型に更新するものでございます。このたび、その機器を購入いたしましたので、その取得に関し議会の議決を求めるものでございます。

それでは本説明に入ります。

議案第42号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて。令和3年5月26日、一般競争入札に付した携帯型IP無線機の購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに吉備中央町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記1、購入の目的、携帯型IP無線機75台。2、購入の方法、一般競争入札。3、購入金額、金660万円。4、購入の相手方、岡山県岡山市中区乙多見441番地16、株式会社藤山電気工学社代表取締役平松正匡。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第43号、町道路線の廃止についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

高見建設課長。

○建設課長（高見知之君）

それでは、議案第43号について御説明いたします。

町道路線の廃止について。道路法第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。路線番号380。路線名佐与谷線。起点、上竹5752番26地先から、終点、上竹5736番48地先まで。延長166メートル。幅員4.0から9.1メートル。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

説明しました路線は、県道高梁御津線山地部の町道でございますが、地元自治会より町

道維持管理の負担も多大で困難なことから路線廃止要望のあったもので、廃止の条件、一般交通の用に供する必要がなくなっていると認められるため、路線廃止するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第44号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第20、議案第45号、令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算についてまで、補正予算2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議案第44号を御説明いたします。

令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和3年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第45号につきまして御説明いたします。

令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について。令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年6月8日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日6月9日から6月15日までの7日間、議案調査等のため休会したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日から6月15日までの7日間休会とすることに  
決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

この際、念のために申し上げます。

一般質問の通告は、本日午後0時30分までとなっておりますので、御留意願います。

午前11時24分 閉 議